

「第321回判例・事例研究会」

テーマ：社員の海外留学に際して締結された、帰国後5年間を経ずに退職する場合、留学費用を返還する旨の契約が労働基準法16条に違反するか

日 時	令和元年11月6日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

事件の表示	事 件 名 野村証券（留学費用返還請求）事件 判 決 平成14年4月16日／東京地方裁判所／民事第11部／判決／平成10年（ワ）19822号
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● 本件は、YがX社の社員であったときにX社の海外留学制度によりフランスに留学したところ、X社がYに対し、同留学費用は留学を終え帰任後5年間X社において就業した場合には債務を免除する旨の免除特約付で貸し渡した貸金であるとして、その一部（費用合計390万7293円のうち、受験・渡航手続に必要な費用、授業料及び図書費合計157万5351円を帰任後の在籍年数1年10か月を債務免除までの期間5年で按分計算した金額）の返還と催告期限の翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である（報告者注：事実関係を少々簡略化しております）。● X社は、Yが本件誓約書を作成した際、X社とYの間に、YがX社の海外留学制度によりフランスに留学するための費用につき、Yが留学を終え帰任後5年間X社において就業した場合には債務を免除するが、そうでない場合は返還する旨の合意が成立した（以下「本件合意」という。）と主張している。● なお、X社の海外留学生派遣要綱は、次の通り定めている。● 18条（留学費用の返納） 留学生または留学を終えたものが、次の各号の一に該当するに至った（ママ）ときは、本人、または身元保証人は第8条に定め

	<p>る留学費用の全部を即時弁済しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● (1) 留学期間中に、あるいは留学を終え帰任後 5 年以内に自己の都合によって退職したとき ● なお、労働基準法第 16 条は、次のとおり定めている。 ● (賠償予定の禁止) <p>第十六条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。</p>
<p>論点</p>	<p>社員の海外留学に際して締結された、帰国後 5 年間を経ずに退職する場合、留学費用を返還する旨の契約が労働基準法 16 条に違反するか</p>
<p>判旨</p>	<p>【論点の判断】</p> <p>本件合意は X 社から Y に対する貸付たる実質を有し、Y の自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものではなく、労働基準法 16 条に違反しないといえる。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本件留学は勤続年数が短いにもかかわらず将来を嘱望される人材に多額の費用をかけて長期の海外留学をさせるという場合に該当する。 ● 本件海外留学決定の経緯を見るに、Y は人間の幅を広げたいといった個人的な目的で海外留学を強く希望していたこと、派遣要綱上も留学を志望し選考に応募することが前提とされていること、面談でも本人に留学希望を確認していること、Y には健康状態の問題など、本件合意の時点で留学を断念する選択肢もあったのに、Y は留学したいとの気持ちが強く本件留学を決定したこと、INSEAD 入学及びその入学までの語学学習の方法は Y の強い意向によること、が認められる。これによれば、仮に本件留学が形式的には業務命令の形であったとしても、その実態としては Y 個人の意向による部分が大きく、最終的に Y が自身の健康状態、本件誓約書の内容、将来の見通しを勘案して留学を決定したものと推認できる。 ● また、留学先での科目の選択や留学中の生活については、Y の自由に任せられ、X 社が干渉することはなかったのであるから、その間の行動に関しては全て Y 自身が個人として利益を享受する関係にある。実際にも Y は獲得した経験や資格によりその後の転職が容易になるという形で現実に利益を得ている。 ● 他方、X 社の留学生選定においては勤務成績も考慮すること、X 社は Y に対し留学地域としてフランス語圏を指定し、ビジネス・スクールを中心として受験を勧め、それにはフランス語圏が重要な地域であること等、中長期的に基幹的な部署に配置することのできる人材を養成するという会社の方針があることが認められる。しかし、これらは派遣要綱 1 条の目的に従ったも

	<p>のと見ることができ、あくまでも将来の人材育成という範囲を出ず、そうであれば業務との関連性は抽象的、間接的なものに止まるといえる。したがって、本件留学は業務とは直接の関連性がなく労働者個人の一般的な能力を高め個人の利益となる性質を有するものといえる。</p> <ul style="list-style-type: none">● その他、費用債務免除までの期間などを考慮すると、本件合意はX社からYに対する貸付たる実質を有し、Yの自由意思を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものではなく、労働基準法 16 条に違反しないといえる。
--	---